

2018 年度

つくば市

環境白書

データ集



目 次

第1章 概要

1 環境政策の概要

(1) つくば市における環境政策の経緯	4
(2) つくば市役所における環境保全・廃棄物部門の組織	6
(3) つくば市環境基本計画	7
(4) 水郷筑波国定公園	9

第2章 つくば市環境基本計画の取組・環境の現状

1 環境項目【水】

(1) 概況	10
(2) 各種水質等調査結果及びその他の実績	10

2 環境項目【大気】

(1) 概況	27
(2) 規制の概要	27
(3) 光化学スモッグ・PM2.5 注意喚起発令状況	27
(4) ダイオキシン類の測定	27

3 環境項目【土】

(1) 概況	32
(2) 土壤汚染対策法による区域指定状況	32
(3) 土壤汚染調査報告	33
(4) 地盤沈下対策の概要	34
(5) 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積	34

4 環境項目【地球温暖化対策】

(1) 概況	35
(2) つくば市役所環境管理システム（IS014001）の取組	35
(3) つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組	35
(4) 太陽光発電システム導入補助	36
(5) 市公共施設の再生可能エネルギー発電施設	37

5 環境項目【緑と生き物】	
(1) 概況	39
(2) 森林面積	39
(3) 水郷筑波国定公園の植物	39
(4) 筑波山の動物や昆虫	40
(5) 鳥獣保護	40
6 環境項目【廃棄物とリサイクル】	
(1) 概況	42
(2) 廃棄物の定義	42
(3) ごみ排出量等の推移	42
(4) し尿処理	44
(5) リサイクル率	45
7 環境項目【産業】	
(1) 概況	46
8 環境項目【くらし】	
(1) 概況	47
(2) 騒音・振動の現状	47
(3) 悪臭の現状	51
(4) 苦情発生状況	52
9 環境項目【環境教育】	
(1) 概況	54
10 環境項目【放射線対策】	
(1) 概況	54

第1章 概要

1 環境政策の概要

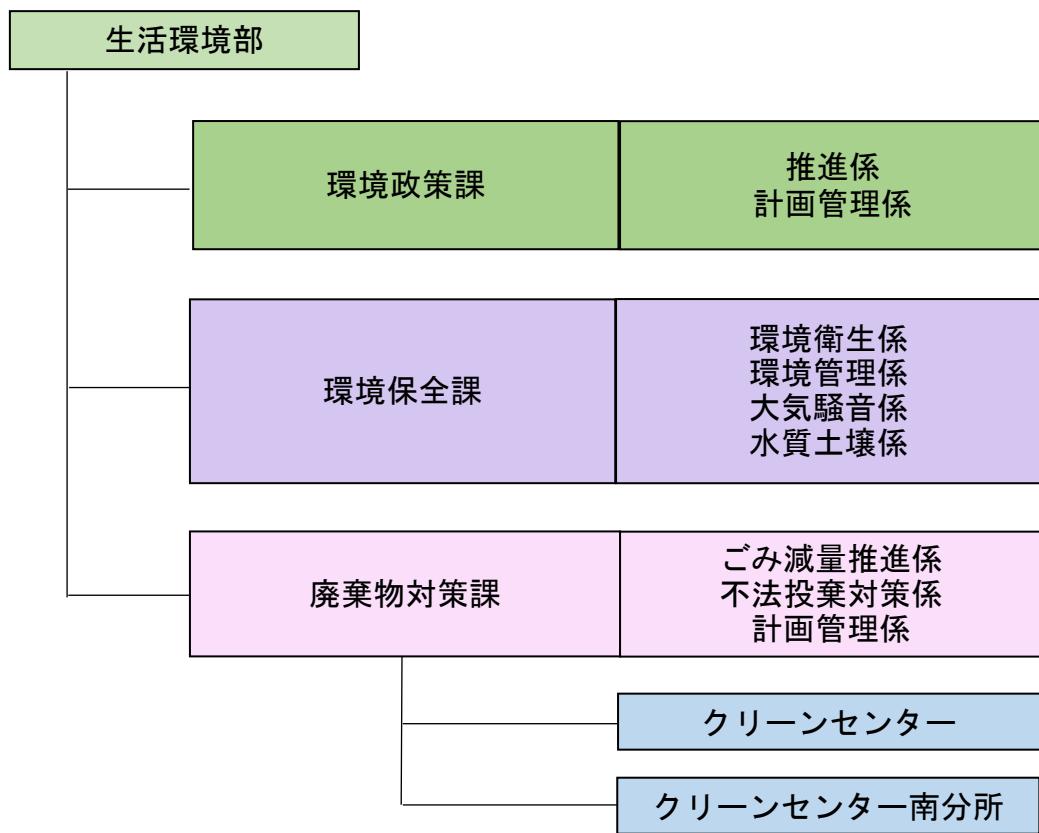
(1) つくば市における環境政策の経緯

図表1－1 つくば市における環境政策の経緯

年度	環境政策
1994 (平成6年度)	・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成7年度～平成21年度）」を策定。
1998 (平成10年度)	・「つくば市環境基本条例」を制定。
1999 (平成11年度)	・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成7年度～平成21年度）」を改定。（中期計画） ・「つくば市環境基本計画」を策定。
2003 (平成15年度)	・ISO14001を認証取得。
2004 (平成16年度)	・「つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定。 ・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成7年度～平成21年度）」を改定。（後期計画） ・「つくば市役所グリーン購入推進方針」を策定。
2005 (平成17年度)	・「つくば市分別収集計画（第4期）」を策定。
2006 (平成18年度)	・ISO14001を認証更新。
2007 (平成19年度)	・つくば3Eフォーラムを発足させ、2030年までにつくば市における二酸化炭素排出50%を目指すという「つくば3E宣言2007」を宣言。 ・「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定。 ・「つくば市きれいなまちづくり行動計画（平成20年度～平成22年度）」を策定。 ・「つくば市分別収集計画（第5期）」を策定。 ・「つくば市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）（平成19年度～平成33年度）」を策定。 ・「リサイクルセンター基本計画」を策定。
2008 (平成20年度)	・「つくば環境スタイル」を打ち出す。
2009 (平成21年度)	・「つくば環境スタイル行動計画」を策定。 ・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成22年度～平成31年度）」を策定。 ・ISO14001を認証更新。
2010 (平成22年度)	・「第2次つくば市環境基本計画」を策定。 ・「つくば市きれいなまちづくり第2次行動計画（平成23年度～平成25年度）」を策定。 ・「つくば市分別収集計画（第6期）」を策定。
2011 (平成23年度)	・「つくば市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定。 ・「つくば市きれいなまちづくり条例」を一部改正し、ポイ捨てや落書き行為に対する過料徴収を開始。 ・「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙

	<p>禁止地区内での喫煙行為に対する過料徴収を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「つくば市の放射線に関する基本的な対応方針」を策定。
2012 (平成24年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば環境スタイルサポートアーズ」を発足。 ISO14001を認証更新。 「つくば市除染実施計画（第一版）」を策定。 「つくば市除染実施計画（第二版）」を策定。 「つくば市循環型社会形成推進地域計画」を策定。
2013 (平成25年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市分別収集計画（第7期）」を策定。 「環境モデル都市」に選定される。 「つくば市環境都市の推進に関する協定」をつくば市外21機関と締結。 「第2次つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定。 「つくば市リサイクルセンター施設整備基本計画」を策定。 「つくば市循環型社会形成推進地域計画」を改定。（第1回）
2014 (平成26年度)	<ul style="list-style-type: none"> つくば市環境モデル都市行動計画「つくば環境スタイル“SMILe”」を策定。 「つくば市きれいなまちづくり第3次行動計画（平成26年度～平成28年度）」を策定。 「つくば市循環型社会形成推進地域計画」を改定。（第2回）
2015 (平成27年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成22年度～平成31年度）平成27年度改定版」を策定。 ISO14001を認証更新。
2016 (平成28年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市分別収集計画（第8期）」を策定。 「つくば市循環型社会形成推進地域計画」を改定。（第3回） 「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画（平成29年度～平成31年度）」を策定。 「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」を制定。 「つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例」を制定。
2017 (平成29年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を策定。 「つくば市循環型社会形成推進地域計画」を改定。（第4回）
2018 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市循環型社会形成推進地域計画」を改定。（第5回） 「第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定。 ISO14001を認証更新。

(2) つくば市役所における環境保全・廃棄物部門の組織

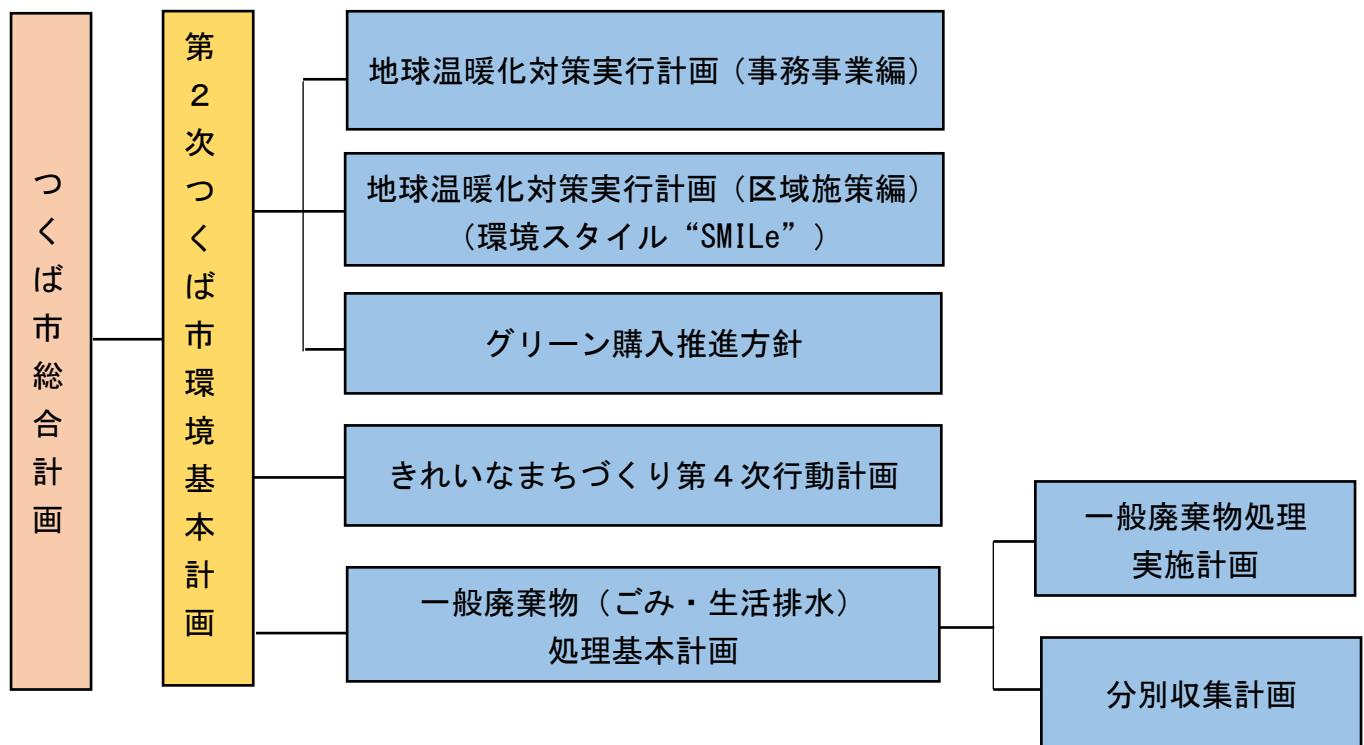


図表 1－2 環境保全・廃棄物部門の組織図（2018 年度）

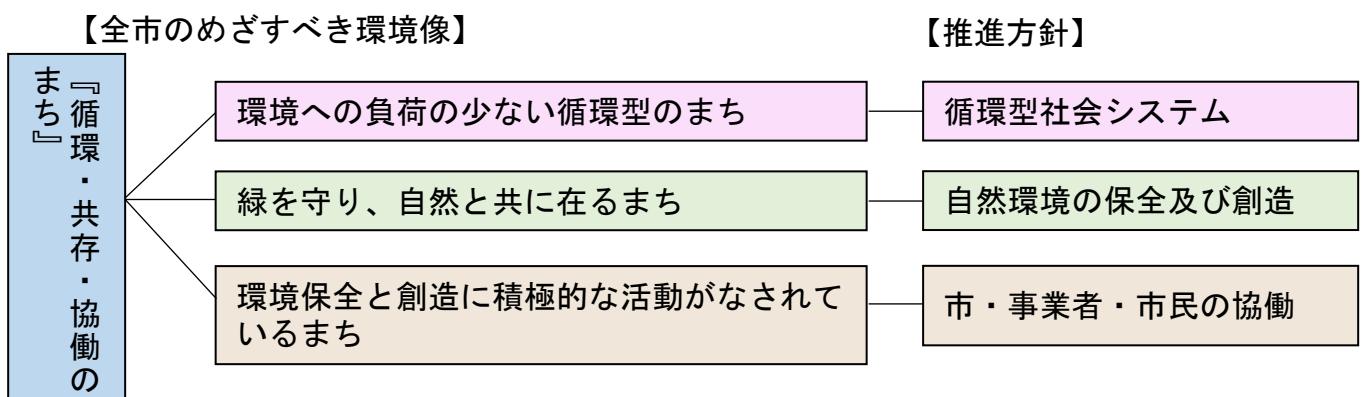
(3) つくば市環境基本計画

「第2次つくば市環境基本計画」は、「つくば市総合計画」を環境の保全面から具現化するものであると同時に、環境の保全に関わる計画の中で最も上位の計画と位置づけ、今後策定する個別の計画については、環境基本計画との整合を図るものとしています。

また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、環境施策の効率的、効果的な推進を図るものです。



図表1－3 第2次つくば市環境基本計画の位置づけ



図表1－4 第2次つくば市環境基本計画におけるめざすべき環境像と推進方針

【環境項目】	【項目全体の方向性】	【施 策】
水	水をよごさないようにし、水辺を守り、自然な水循環を保ちます	1 安全・安心でおいしい水の確保 2 水をよごさない取り組みの推進（有機性汚濁物質） 3 水辺の保全、整備 4 水循環システムの構築
大気	澄みきった大気環境の中で誰もが安心して健康に暮らしていけるようにします	1 大気汚染の防止
土	有害物質による土壤汚染を防止し、豊かな生態系を育む土壤を保全します	1 土壤汚染の防止 2 地盤沈下の防止 3 表土の保全、表土の風食防止
地球温暖化対策	地域における温室効果ガス排出量の大幅な削減を図ります	1 低炭素社会を目指した環境都市づくりの推進 2 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策の推進 3 省資源、省エネルギーの推進 4 新エネルギー導入の推進
緑と生き物	里山を保全、活用し、自然と共に存するまちにします	1 筑波山の生物相の保全 2 里山環境の保全 3 都市緑化の推進 4 自然景観の保全と活用 5 緑と生き物を守り育てる市民活動の育成
廃棄物とリサイクル	廃棄物の発生量を削減し、資源のリサイクルにつとめ、循環型社会をつくります	1 廃棄物の減量・再利用・リサイクル 2 廃棄物の適正な処理処分 3 不法投棄、不適正な屋外燃焼行為の防止
産業	各産業の発展と環境保全を両立します	1 環境保全型農業への転換 2 工業における環境負荷の低減 3 商業における環境負荷の低減
くらし	市・事業者・市民が協力して、生活環境を保全し、環境への負荷を減らす工夫をおこない、すべての市民にとって、快適で便利な住みやすい生活環境をつくります	1 生活型環境問題の防止 2 現在直面している環境問題に対する対策 3 歴史的環境・景観の保全と創造
環境教育	学校、職場、地域、家庭における環境教育を充実させていきます	1 地域と連携した学校における環境教育の推進 2 職場における環境教育の推進 3 地域における環境教育の推進 4 家庭における環境教育の推進 5 環境の情報・学習センターの整備とネットワークの推進

図表 1－5 第2次つくば市環境基本計画における施策の体系

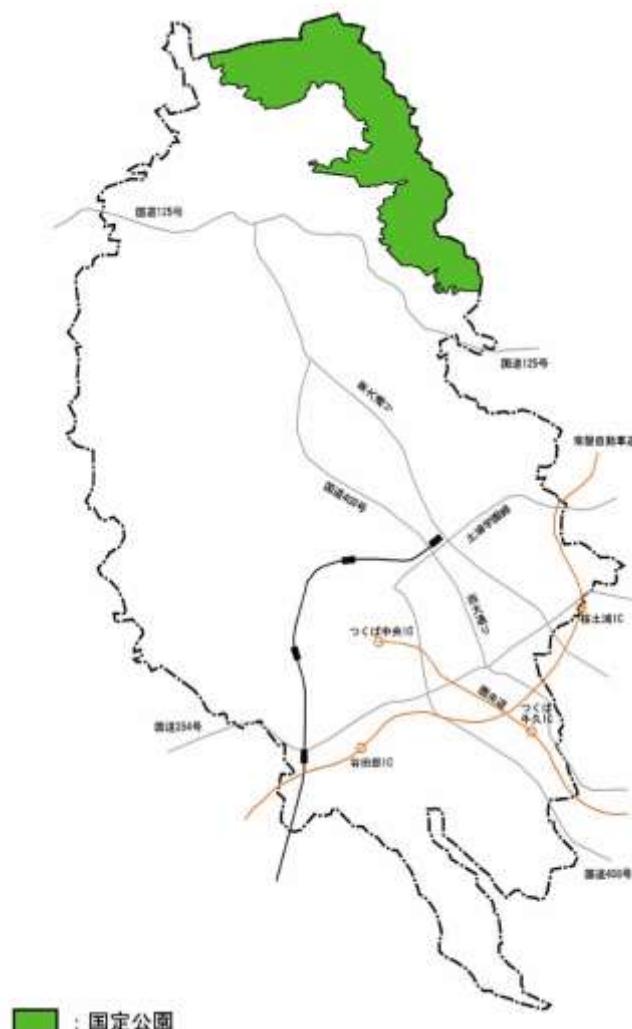
(4) 水郷筑波国定公園

本市は、「自然公園法」に基づく「国定公園」の一部を有しています。

「国定公園」とは、国を代表する傑出した自然の風景地である「国立公園」に準ずるもので、本市の筑波山、宝篋山や桜川市の足尾山、加波山からなる筑波山塊が、「水郷筑波国定公園」に含まれています。

水郷筑波国定公園は、1959 年に指定された「水郷地区（20,880ha）」と 1969 年に指定された「筑波地区（10,921ha）」があり、筑波地区には本市の他に、土浦市、桜川市、石岡市、かすみがうら市が含まれます。

筑波地区の大部分は、第 2 種及び第 3 種特別地域ですが、山頂付近は特別保護地区及び第 1 種特別地域に指定されています。これらの地域では、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取等の行為を行うには原則として知事の許可等が必要です。許可等なくこれらの行為を行った者に対しては、罰則が設けられています。



図表 1－6 国定公園位置図

第2章 つくば市環境基本計画の取組・環境の現状

1 環境項目【水】

(1) 概況

市では河川、地下水、河川へ接続する調整池の常時監視や、事業場等への立入検査・指導等による有害物質等の排出規制を実施しています。

また、生活排水による水環境の汚染が顕著化しているため、公共下水道の整備、下水道未整備地区の生活排水路の浄化対策、補助制度による高度処理型合併処理浄化槽の普及を図るなどの取組を実施しています。

(2) 各種水質等調査結果及びその他の実績

① 公共用水域（河川）水質調査

◇環境基準

水質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、「維持することが望ましい基準」として、次の2つの基準が定められています。

○「人の健康の保護に関する環境基準【健康項目】」

全ての公共用水域で一律で定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされています。

○「生活環境の保全に関する環境基準【生活環境項目】」

河川、湖沼及び海域ごとに指定された水域類型に応じて定められており、達成期間を示して達成、維持を図るものとされています。

水域類型は、利用目的及び水生生物の生息状況に応じて環境大臣若しくは都道府県知事がそれぞれ指定することとされており、つくば市内の各調査河川は、以下の類型を受けています。

桜川 －A類型、生物B類型

小野川 －A類型、生物B類型

西谷田川－B類型、生物B類型

蓮沼川 －B類型、生物B類型

花室川 －A類型、生物B類型

谷田川 －B類型、生物B類型

稻荷川 －B類型、生物B類型

項目類型	利用目的の適応性
A A	水道1級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの）、自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びA以下の欄に掲げるもの
A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの）、水産1級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用）、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	水道3級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの）、水産2級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用）、及びC以下の欄に掲げるもの
C	水産3級（コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用）、工業

	用水 1 級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）及び D 以下の欄に掲げるもの
D	工業用水 2 級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの）、農業用水及び E の欄に掲げるもの
E	工業用水 3 級（特殊の浄水操作を行うもの）、環境保全（国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度）

※上位ほど基準が厳しくなります。

項目類型	水生生物の生息状況の適応性
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

◇調査概要

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域を常時監視することを目的とし、水質測定を行っています。2018 年度は県の水質測定計画等に基づき、【健康項目】については、市内 6 河川 6 地点で年 2 回（農薬 4 項目は年 1 回）、【生活環境項目】については、市内 7 河川 13 地点で毎月 1 回（全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）は年 6 回、大腸菌群数は年 4 回）水質測定を実施しました。



図表 2－1－1 河川水質測定地点図

◇調査概要

【健康項目】の調査結果は、図表2－1－2のとおりです。全ての項目で環境基準を達成しました。

【生活環境項目】の調査結果は、図表2－1－3のとおりです。一部の項目で環境基準を達成していませんでした。

図表2－1－2 公共用水域（河川）水質調査結果【健康項目】

調査項目	桜川 栄利橋		花室川 下広岡橋		小野川 大井橋		谷田川 丸山橋		西谷田川 境松橋		稻荷川 小茎橋		環境基準 値 (mg/L)
	水質評価 値 ^{注2} (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定									
カドミウム	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	0.003
全シアン	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出され ないこと
鉛	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
六価クロム	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	0.05
砒素	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
総水銀	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	0.0005
PCB	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出され ないこと
ジクロロメタン	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	0.02
四塩化炭素	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	0.002
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	0.004
1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	1
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	0.006
トリクロロエチレン	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
テトラクロロエチレン	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	0.01
1,3-ジクロロプロパン	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	0.002
チウラム	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	0.006
シマジン	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	0.003
チオベンカルブ	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	0.02
ベンゼン	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
セレン	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.2	達成	0.88	達成	1.5	達成	1.3	達成	1.9	達成	1.4	達成	10

ふつ素	0.08	達成	< 0.08	達成	0.08	達成	< 0.08	達成	< 0.08	達成	< 0.08	達成	0.8
ほう素	0.02	達成	0.02	達成	< 0.02	達成	< 0.02	達成	< 0.02	達成	< 0.02	達成	1
1, 4- ジオキサン	< 0.005	達成	0.05										

注1 健康項目の調査は蓮沼川を除く6河川の末端(桜川 栄利橋、花室川 下広岡橋、小野川 大井橋、谷田川 丸山橋、西谷田川 境松橋、稻荷川 小茎橋)で4月と10月に年2回(農薬系4項目は5月に年1回)実施しました。

(蓮沼川は下流で谷田川に合流し、谷田川 丸山橋で健康項目の調査を実施しています。)

注2 全シアンは最高値、PCBは全データについて不検出、その他の項目については年間平均値で判定しました。

図表2-1-3 公共用水域(河川)水質調査結果【生活環境項目】

A類型 B類型 生物B類型

調査項目		水素イオン濃度(pH)			浮遊物質量(SS)			溶存酸素量(DO)		
調査地点		調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定
桜川	禊橋	12	8	未達成	12	11	未達成	12	12	達成
	君島橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
	栄利橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
花室川	大池橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
	下広岡橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
小野川	大井橋	12	12	達成	12	12	達成	12	10	未達成
谷田川	高丸橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
	丸山橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
西谷田川	角内橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
	新橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
	境松橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
稻荷川	小茎橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
蓮沼川	平塚橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成

調査項目		大腸菌群数(MPN)			生物化学的酸素要求量(BOD)			全亜鉛(Zn)		
調査地点		調査回数	達成数	判定	調査回数	※75%水質値(mg/L)	判定	調査回数	年間平均値(mg/L)	判定
桜川	禊橋	4	0	未達成	12	4.5	未達成	6	0.004	達成
	君島橋	4	0	未達成	12	2.5	未達成	6	0.004	達成
	栄利橋	4	0	未達成	12	2.1	未達成	6	0.003	達成
花室川	大池橋	4	0	未達成	12	1.5	達成	6	0.008	達成
	下広岡橋	4	1	未達成	12	1.4	達成	6	0.014	達成
小野川	大井橋	4	1	未達成	12	1.6	達成	6	0.004	達成
谷田川	高丸橋	4	1	未達成	12	1.4	達成	6	0.004	達成
	丸山橋	4	1	未達成	12	1.4	達成	6	0.004	達成

西谷田川	角内橋	4	2	未達成	12	1.4	達成	6	0.004	達成
	新橋	4	1	未達成	12	2.1	達成	6	0.007	達成
	境松橋	4	2	未達成	12	2.0	達成	6	0.005	達成
稻荷川	小茎橋	4	1	未達成	12	1.2	達成	6	0.004	達成
蓮沼川	平塚橋	4	2	未達成	12	1.1	達成	6	0.010	達成

調査地点	調査項目			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)			
	調査回数	ノニルフェノール		調査回数	年間平均値 (mg/L)	判定	
桜川	禊橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0027	達成
	君島橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0016	達成
	栄利橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0009	達成
花室川	大池橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0021	達成
	下広岡橋	6	0.00019	達成	6	0.0025	達成
小野川	大井橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0030	達成
谷田川	高丸橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0030	達成
	丸山橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0025	達成
西谷田川	角内橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0025	達成
	新橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0037	達成
	境松橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0022	達成
稻荷川	小茎橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0010	達成
蓮沼川	平塚橋	6	< 0.00006	達成	6	0.0034	達成

※ 75%水質値：小さい方から $0.75 \times n$ 番目（nは調査回数）のデータ値

注1 大腸菌群数 (MPN) は4月、7月、10月、1月に年4回、全亜鉛 (Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) は偶数月に年6回調査を実施しました。

図表2－1－4 河川における環境基準【生活環境項目】

	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (MPN)	生物化学的酸素要求量 (BOD)
A類型	6.5以上 8.5以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下	2mg/L以下
B類型	6.5以上 8.5以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL以下	3mg/L以下

	全亜鉛 (Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物B類型	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

② 公共用水域（調整池等）水質調査

◇調査概要

化学物質を使用する工場・事業場が集積する工業団地の調整池等8地点における状況を把握するため、市独自の調査として、年2回（農薬系4項目は年1回）の水質調査を実施しました。



図表2－1－5 調整池等水質測定地点図

①	北部工業団地 調整池	⑤	東光台研究団地 面野井調整池
②	テクノパーク豊里 台山調整池	⑥	西部工業団地 調整池
③	テクノパーク豊里 大崎調整池	⑦	テクノパーク大穂 調整池
④	東光台研究団地 池作調整池	⑧	みどりの工業団地 排水溝

◇調査結果

調査結果は図表2－1－6から図表2－1－8までに示すとおりです。

本市に存在する調整池等には、その規模等から環境基準が定められていないため、【健康項目】については公共用水域に一律に定められた環境基準を参考に評価し、【生活環境項目】については、調整池等が接続する河川の水域類型を参考に、同等の水域類型の環境基準を当てはめて評価しました（参考評価値）。

【健康項目】は全ての項目で参考評価基準を達成していました。【生活環境項目】は、一部の項目で基準を達成していませんでした。

図表2－1－6 公共用水域（調整池等）水質調査結果【健康項目】

調査 地点	北部工業団地調整池		テクノパーク豊里台山調整池		テクノパーク豊里大崎調整池		東光台研究団地池作調整池		東光台研究団地野井調整池		西部工業団地調整池		テクノパーク大穂調整池		みどりの工業団地排水溝		参考評価値 (mg/L)
	水質評価値 ^{注2} (mg/L)	判定	水質評価値 (mg/L)	判定													
カドミウム	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	0.003
全シアン	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出されないこと
鉛	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.001	達成	0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
六価クロム	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	< 0.005	達成	0.05
砒素	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
総水銀	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	0.0005
PCB	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出されないこと
ジクロロメタン	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	0.02
四塩化炭素	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	0.002
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	< 0.0004	達成	0.004
1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	< 0.01	達成	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	< 0.004	達成	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	1
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	0.006
トリクロロエチレン	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	< 0.001	達成	0.01
テトラクロロエチレン	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	< 0.0005	達成	0.01
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	< 0.0002	達成	0.002
チウラム	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	< 0.0006	達成	0.006
シマジン	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	< 0.0003	達成	0.003
チオベニカルブ	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	< 0.002	達成	0.02

ベンゼン	< 0.001	達成	0.01														
セレン	< 0.002	達成	0.01														
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.36	達成	0.11	達成	0.13	達成	0.46	達成	0.75	達成	0.20	達成	0.14	達成	2.0	達成	10
ふつ素	< 0.08	達成	< 0.08	達成	< 0.08	達成	0.26	達成	< 0.08	達成	< 0.08	達成	0.12	達成	0.09	達成	0.8
ほう素	< 0.02	達成	< 0.02	達成	0.02	達成	< 0.02	達成	< 0.02	達成	< 0.02	達成	0.03	達成	0.03	達成	1
1,4-ジオキサン	< 0.005	達成	0.05														

注1 健康項目の調査は各地点で5月と11月に年2回（農薬系4項目は5月に年1回）実施しました。

（蓮沼川は下流で谷田川に合流し、谷田川 丸山橋で健康項目の調査を実施しています。）

注2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は最高値、その他の項目については年間平均値で判定しました。

図表2－1－7 公用用水域（調整池等）水質調査結果【生活環境項目】

	水素イオン濃度(pH)			化学的酸素要求量(COD)			浮遊物質量(SS)			溶存酸素量(DO)			大腸菌群数(MPN)			
	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	
北部工業団地調整池	2	2	達成	2	0	未達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	0	未達成	
テクノパ一ク豊里	台山調整池	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
東光台研究団地	大崎調整池	2	1	未達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
	池作調整池	2	2	達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
	面野井調整池	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
西部工業団地調整池		2	2	達成	2	0	未達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	-	-
テクノパ一ク大穂調整池		2	2	達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
みどりの工業団地排水溝		2	2	達成	2	1	未達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	-	-

		全窒素 (T-N)			全磷 (T-P)			全亜鉛 (Zn)			ノニルフェノール			直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸及びそ の塩 (LAS)		
		調査 回数	平均値 (mg/l)	判定	調査 回数	平均値 (mg/l)	判定	調査 回数	平均値 (mg/l)	判定	調査 回数	平均値 (mg/l)	判定	調査 回数	平均値 (mg/l)	判定
北部工 業団地 調整池		2	0.65	未達成	2	0.026	未達成	2	0.006	達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
テクノパーク豊里	台山 調整池	2	0.35	達成	2	0.020	達成	2	0.035	未達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
	大崎 調整池	2	0.46	達成	2	0.026	達成	2	0.062	未達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
東光台 研究団地	池作 調整池	2	1.3	未達成	2	0.044	達成	2	0.018	達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
	面野井 調整池	2	1.0	達成	2	0.062	達成	2	0.006	達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
西部工 業団地 調整池		2	0.70	達成	2	0.064	達成	2	0.0095	達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
テクノパーク 大穂調整池		2	0.66	達成	2	0.019	達成	2	0.002	達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成
みどりの工 業団地排 水溝		2	2.0	未達成	2	0.15	未達成	2	0.037	未達成	2	<0.00006	達成	2	<0.0006	達成


 A類型、II類型
 B類型、V類型
 生物B類型

図表 2－1－8 参考評価基準値【生活環境項目】

	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (MPN)
A 類型	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-

	全窒素 (T-N)	全燐 (T-P)
II 類型	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
V 類型	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

	全亜鉛 (Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物B 類型	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下

③ 地下水水質調査

◇調査概要

本市では、以下の地下水調査を実施しています。

○概況調査

地下水環境基準の定められた物質について、市全体の地下水の概況を把握するために、毎年異なる地点を選定して年1回調査を実施します。

○周辺調査

概況調査及び住民等の独自調査で汚染が発見された物質について、汚染範囲や原因等を把握するために、汚染が発見された井戸の概ね半径500m内の調査を実施します。

○継続監視調査

概況調査及び周辺調査で汚染が発見された物質について、汚染状況の経年変化を把握するために、最も濃度の高かった井戸で、年1回継続して調査を実施します。

○継続監視詳細調査

継続監視調査において、3年間環境基準を満たした井戸の周辺4井戸程度について、年1回調査を実施します。

○市独自調査

つくば市が特例市となる以前に発覚した事案に関して、年1回継続して調査を実施します。

2018年度は、概況調査5地点、周辺調査1地区15地点、継続監視調査10地点、継続監視詳細調査4地点、市独自調査3地区9地点で調査を行いました。

◇調査結果

概況調査は国松、玉取、上野、上横場、赤塚の5地点で行い、全地点で環境基準を達成しました（結果は図表2－1－9のとおり）。周辺調査は上岩崎の

1地区で行い、環境基準超過井戸がありました。継続監視調査の10地点の内、5地点は環境基準を超過している状態が継続しておりました。継続監視詳細調査の4地点では、環境基準値超過はありませんでした。市独自調査の3地区の内、2地区で基準値超過井戸が継続して確認されました。

図表2－1－9 地下水概況調査結果

調査項目	地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L 以下)
カドミウム	5	0	0.003
全シアン	5	0	不検出
鉛	5	0	0.01
六価クロム	5	0	0.05
砒素	5	0	0.01
総水銀	5	0	0.0005
P C B	5	0	不検出
トリクロロエチレン	5	0	0.01
テトラクロロエチレン	5	0	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	5	0	1
四塩化炭素	5	0	0.002
塩化ビニルモノマー	5	0	0.002
ベンゼン	5	0	0.01
セレン	4	0	0.01
ジクロロメタン	5	0	0.02
1,2-ジクロロエタン	5	0	0.004
1,2-ジクロロエチレン	5	0	0.04
1,3-ジクロロプロペン	1	0	0.002
チウラム	1	0	0.006
シマジン	1	0	0.003
チオベンカルブ	1	0	0.02
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	0	10
ふつ素	5	0	0.8
ほう素	5	0	1
1,4-ジオキサン	5	0	0.05

※近隣にゴルフ場が存在する中別府のみ農業系4項目を測定しました。

図表2－1－10 汚染周辺調査結果

調査項目	地区	地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L 以下)
硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	上岩崎	15	9	10

図表2－1－11 継続監視調査結果

調査項目	地区	地点数	環境基準値超過地点数	環境基準値(mg/L以下)
テトラクロロエチレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 砒素	若森	1	1	0.01
	上里	1	1	10
	上ノ室	1	0	
	水守	1	0	
	大角豆	1	1	
	上郷北部	1	1	
	上郷南部	1	0	
	下広岡	1	0	
	真瀬	1	1	0.01
	百家	1	0	

図表2－1－12 継続監視詳細調査結果

調査項目	地区	地点数	環境基準値超過地点数	環境基準値(mg/L以下)
総水銀	飯田ほか	4	0	0.0005

図表2－1－13 地下水市独自調査結果

地区名	手子生	安食	若森
汚染が確認された時期	1984年度	1992年度	1994年度
汚染物質	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン
周辺調査井戸数	3	5	1
検出井戸数	2	2	0
基準超過井戸数	2	1	0

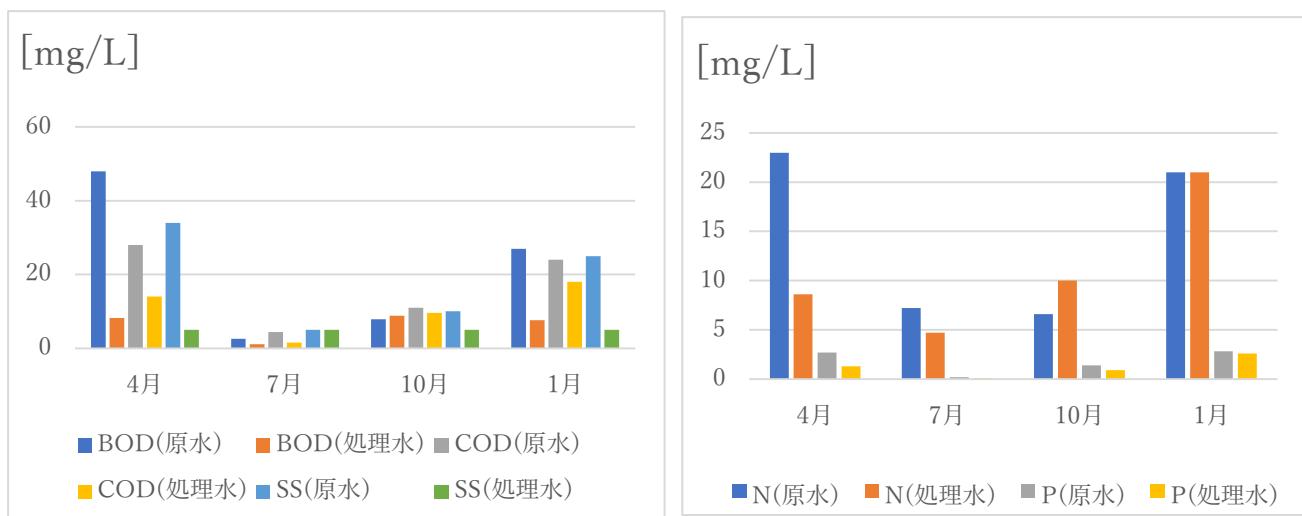
※環境基準値：テトラクロロエチレン—0.01mg/L以下

④ 生活排水路浄化施設水質検査結果

「つくば市生活排水対策推進計画」、「つくば市環境基本計画」の中で、水辺環境の保全、生活排水対策を重要な課題と位置づけ、生活排水により汚濁が進む水路・側溝の水質を浄化することや、身近な環境改善及び生活排水に対する意識向上などの啓発に資するため、上菅間・佐地区2箇所の生活排水路浄化施設を設置しました。

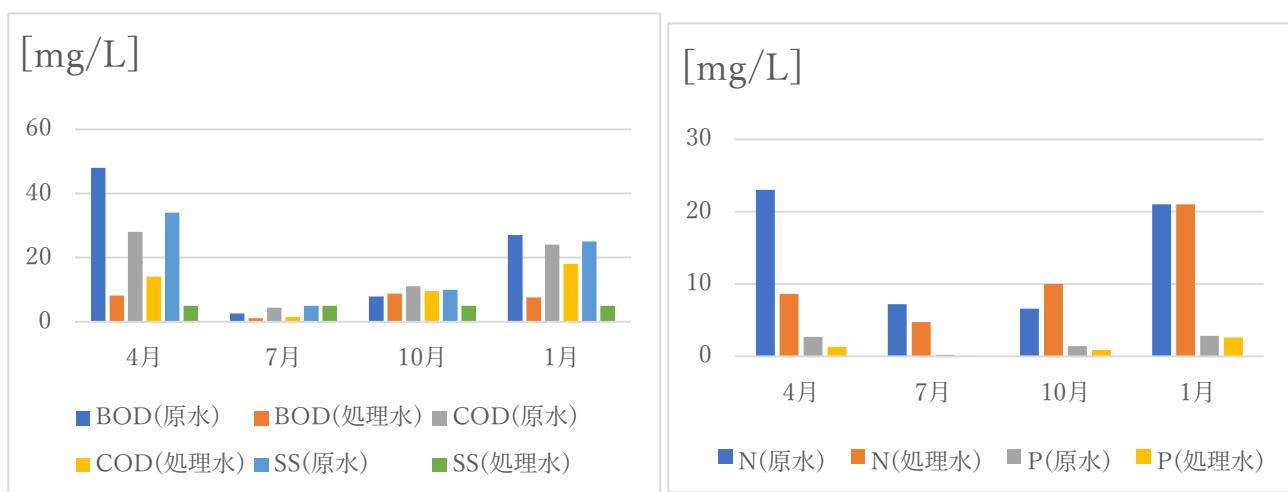
また、仕出地区には、茨城県が生活排水路浄化施設を設置しました。各浄化施設においては、定期的に流入水及び最終放流水の水質検査を行っています。2015年度は、図表2－1－14から図表2－1－16までのとおり浄化施設の設置効果がでています。

I 名称：上菅間地区生活排水路浄化施設
 設置場所：つくば市上菅間
 計画流入水量：50 m³/日
 処理方法：電気化学的高速廃水処理方式と土壤浄化方式を併用
 竣工：2001年3月



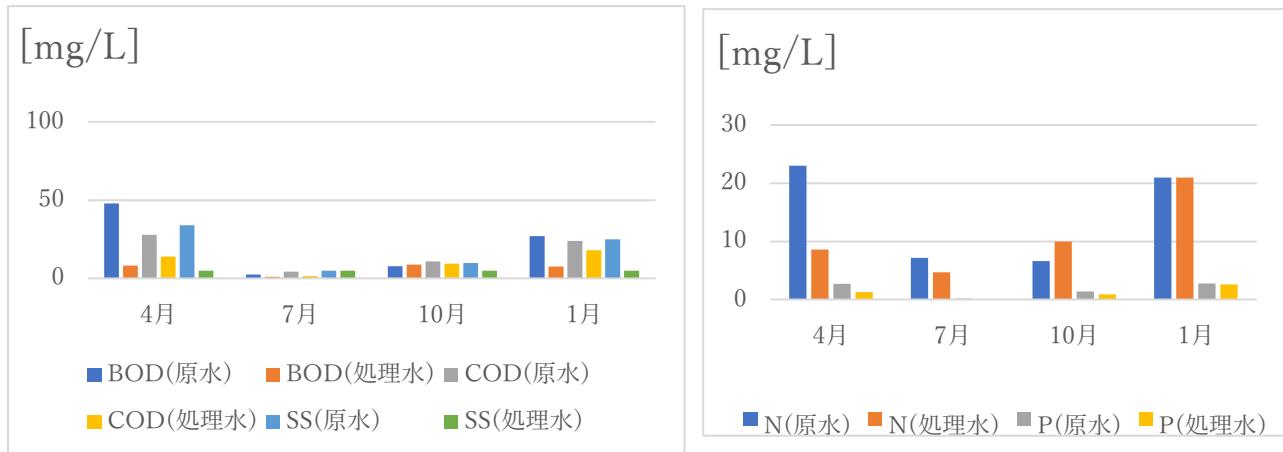
図表2－1－14 上菅間地区正確排水路浄化施設水質調査結果

II 名称：佐地区生活排水路浄化施設
 設置場所：つくば市佐
 計画流入水量：140 m³/日
 処理方法：嫌気好気循環式生物膜吸着脱リン法・生物浄化法を併用
 竣工：1999年7月



図表2－1－15 佐地区生活排水路浄化施設水質調査結果

III 名称：仕出地区生活排水路浄化施設
 設置場所：つくば市上郷
 計画流入水量：18 m³/日
 処理方法：蒸発散・浸透（花水路浄化システム）



図表 2－1－16 仕出地区生活排水路浄化施設水質調査結果

※BOD：生物化学的酸素要求量、COD：化学的酸素要求量、SS：浮遊物質量、
 N：窒素、P：リン

⑤ 工場・事業場における水質規制

2007年4月の特例市移行及び「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」これらの4種類の法令等に基づき、特定事業場からの届出受理、立入検査、指導等を行っています。2018年度の事務処理件数は図表2-1-17から図表2-1-22までのとおりです。

◇届出受理件数・立入検査件数・指導等件数

図表 2－1－17 水質汚濁防止法に関する届出

	第5条				第6条			第7条		第10条		第11条		
	第1項 設置 届出		第2項 設置 届出		第3項			第1項 使用 届出	第2項 使用 届出	第3項 使用 届出	構造等の 変更届出	氏名等 変更届	使用 廃止 届	承継届出
	有害物 質使用 特定施 設の届 出	有害物 質貯蔵 特定施 設の届 出			有害物 質使用 特定施 設の届 出	有害物 質貯蔵 特定施 設の届 出								
件数	88	0	3	2	1	0	0	69	66	123	1			

図表 2－1－18 湖沼水質保全特別措置法に関する届出

		水濁法 第5条 届出	水濁法 第6条 届出	水濁法 第7条 届出	水濁法 第10条 届出		水濁法 第11条 届出
					氏名等 変更	使用廃止 届	
件数	湖沼特定施設	58	0	38	38	96	1
	みなし指定地 域特定施設	0	0	0	0	1	0
	準用指定施設	0	0	0	0	0	0
		湖沼法 第15条 届出	湖沼法 第16条 届出	湖沼法 第17条 第1項 届出	湖沼法 第17条第2項		湖沼法 第18条 届出
					氏名等 変更	使用廃止 届	
件数	指定施設	0	0	0	0	0	0

図表 2－1－19 茨城県生活環境の保全等に関する条例に関する届出

	第37条	第38条	第39条	第46条 第1項	第49条			第58条 の2 第1項	第58条の7
	設置届	使用届	変更届	水質測定 報告書	氏名等変更	使用廃止届	承継届出	設置	廃止
件数	4	0	1	0	0	1	1	0	2

図表 2－1－20 茨城県霞ヶ浦水質保全条例に関する届出

	第12条		第13条	第14条	第17条		第18条
	設置届	使用届	変更届	氏名等変更	使用廃止届	継承届出	
件数	3	0	1	1	1	4	1

図表 2－1－21 立入検査延べ事業者数

	立入検査実施件数			基準超過 事業所数	水質改善指示等実施件数		
	うち水質検査実施				改善指示	改善勧告	改善命令
法令	40		12	0	0	0	0
条例	6		0	0	0	0	0
合計			46	0	0	0	0

図表 2－1－22 指導等件数

	指導件数			指導内容				
	文書	口頭	合計	処理施設の 設置・改善	排水の 一時停止	地下水汚染 の未然防止 措置関係	その他	合計
法令	17	0	17	0	0	19	1	20
条例	1	0	1	0	0	1	0	1
合計	18	0	18	0	0	20	1	21

⑥ 公共下水道の普及状況

霞ヶ浦常南・小貝川東部流域下水道関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道による公共下水道の整備を実施しています。

下水道普及率は、2018 年度には 84.7%になりました。しかし、下水道が整備されている地域においても、接続がされない場合があります。汚濁の高い排水により水質の悪化を引き起こしてしまうため、下水道普及率の向上に努めています。



図表 2－1－23 下水道普及率の推移

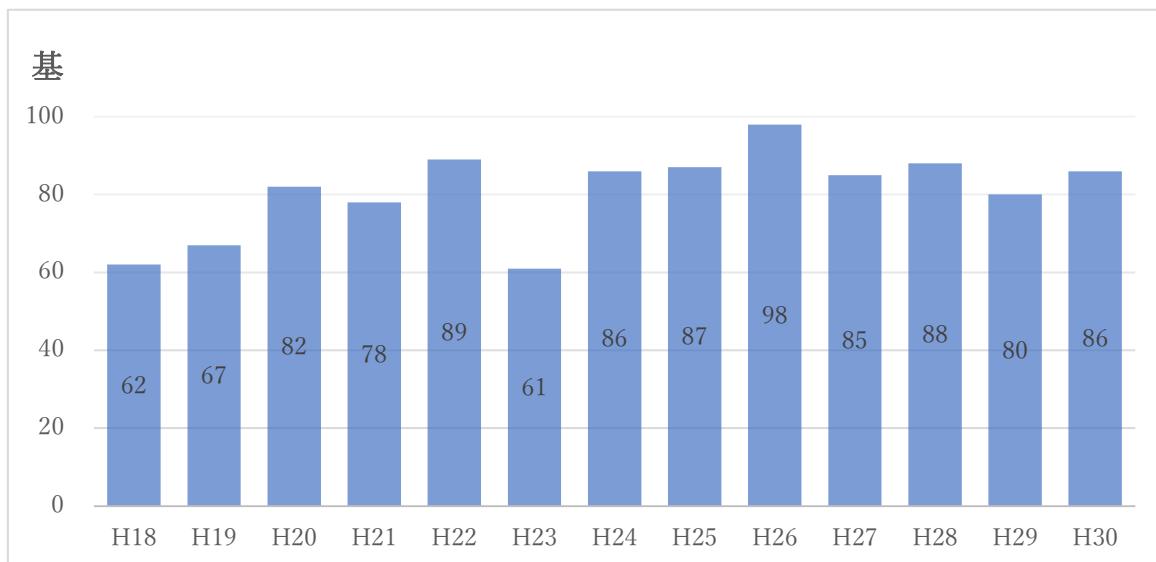
⑦ 高度処理型合併処理浄化槽事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、既設浄化槽の適正な維持管理に向けた各種啓発事業を実施しています。

また、下水道認可区域外の下水道未整備地区内における高度処理型合併処理浄化槽の普及促進のために専用住宅に当該浄化槽を設置する者に対して、設置費用の一部補助を実施しています。なお、既存単独浄化槽については、法令上では継続使用が認められていますが、生活排水については未処理放流であることから、2006年度より撤去費用の一部補助を実施し、高度処理型合併処理浄化槽への早期転換を推進しています。

※高度処理型合併処理浄化槽

窒素除去型一性能が、放流水濃度 BOD20mg/L 以下、総窒素濃度 20mg/L 以下になるものです。窒素・リン除去型一性能が、放流水濃度 BOD10mg/L 以下、総窒素濃度 10mg/L 以下、総リン濃度 1mg/L 以下になるものです。



図表 2－1－24 合併処理浄化槽補助件数

2 環境項目【大気】

(1) 概況

事業場への立入調査や指導、市内立地企業との公害防止協定に基づく使用燃料の制限、公共交通機関の交通体系の検討・整備などを行っています。また、クリーンセンターでは、排ガス、焼却灰等に含まれるダイオキシン類の測定を行っています。なお、光化学スモッグ・微粒子状物質（PM_{2.5}）について緊急時の連絡体制を敷き、健康被害防止に努めています。

※ ダイオキシン類測定は、土壤や排水関係も行っていますが、大気に関するものが多いためこの節に掲載しています。

(2) 規制の概要

茨城県では、ばい煙（ばいじん、硫黄酸化物、カドミウム、窒素酸化物等）、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、VOC（揮発性有機化合物）、水銀を排出する工場・事業所に対し「大気汚染防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で規制・指導を行っています。ただし、「大気汚染防止法」に基づく一般粉じんについては市が規制・指導を行っています。「大気汚染防止法」では、32種類のばい煙発生施設、5種類の一般粉じん発生施設、9種類の特定粉じん発生施設、9種類のVOC排出施設を規制対象施設とし、これらを設置している者に対し、事前届出、規制基準の遵守及び自己監視を義務づけています。又、特定物質については事故時の措置を講ずるよう指導しています。

「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では、「大気汚染防止法」で規制等が適用されない施設を対象として有害物質等の排出規制を行っています。

(3) 光化学スモッグ・PM_{2.5} 注意喚起発令状況

茨城県南部地域での光化学スモッグ及びPM_{2.5}の注意喚起等の発令は1件でした。市内において光化学スモッグによる健康被害は報告されていません。

(4) ダイオキシン類の測定

2000年1月15日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、クリーンセンターからの排ガス、排水、集じん灰、焼却灰等を測定しています。その測定値は、図表2-2-1から図表2-2-6までのとおり、全て環境基準を下回っています。

図表2－2－1 燃却炉煙突ダイオキシン類測定結果

(単位 : ng-TEQ/m³N)

測定対象	年月日	測定値
1号炉排ガス	2009年05月11日	0.072
	2010年01月25日	0.042
	2012年03月07日	0.100
	2013年01月22日	0.045
	2013年10月15日	0.046
	2015年01月21日	0.090
	2015年09月14日	0.004
	2017年01月17日	0.046
	2017年09月26日	0.006
	2018年09月25日	0.052
2号炉排ガス	2009年05月11日	0.028
	2010年11月25日	0.028
	2011年10月27日	0.300
	2012年10月16日	0.065
	2013年05月21日	0.022
	2014年05月27日	0.013
	2016年01月26日	0.015
	2016年09月20日	0.002
	2017年06月21日	0.045
	2019年05月22日	0.039
3号炉排ガス	2009年11月26日	0.022
	2010年05月20日	0.210
	2011年05月19日	0.089
	2012年05月16日	0.034
	2014年01月28日	0.010
	2014年09月19日	0.060
	2015年05月19日	0.031
	2016年05月31日	0.008
	2018年01月16日	0.260
	2018年12月17日	0.039

※大気排出基準 : 1 ng-TEQ/Nm³ [ng (ナノグラム) = 10 億分の1グラム]

図表2－2－2 排水処理設備ダイオキシン類測定結果

(単位 : pg-TEQ/L)

測定対象	年月日	測定値
排水	2012年11月05日	0.019
	2013年10月22日	0.072
	2014年10月21日	0.580
	2015年11月13日	0.094
	2016年11月10日	0.009
	2018年01月16日	0.300
	2018年11月06日	4.8

※水質排出基準 : 10pg-TEQ/L [pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム]

図表2-2-3 焼却炉集じん灰ダイオキシン類測定結果

(単位: ng-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
1号炉	2013年10月15日	0.31
	2015年01月21日	0.88
	2015年09月15日	1.80
	2017年01月17日	0.57
	2017年09月26日	0.40
	2018年09月25日	0.67
2号炉	2013年05月21日	0.27
	2014年05月27日	0.23
	2016年01月26日	0.33
	2016年09月20日	0.35
	2017年06月21日	0.15
	2018年05月22日	0.17
3号炉	2014年01月28日	0.32
	2014年09月19日	0.79
	2015年05月19日	0.89
	2016年05月31日	0.28
	2018年01月16日	2.80
	2018年12月17日	0.30

※処理基準: 3 ng-TEQ/g [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表2-2-4 焼却炉焼却灰ダイオキシン類測定結果

(単位: ng-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
1号炉	2013年10月15日	0.039
	2015年01月21日	0.089
	2015年09月15日	0.170
	2017年01月17日	0.066
	2017年09月26日	0.086
	2018年09月25日	0.063
2号炉	2013年05月21日	0.026
	2014年05月27日	0.023
	2016年01月26日	0.037
	2016年09月20日	0.014
	2017年06月21日	0.025
	2018年05月22日	0.006
3号炉	2014年01月28日	0.046
	2014年09月19日	0.110
	2015年05月19日	0.071
	2016年05月31日	0.025
	2018年01月16日	0.270
	2018年12月17日	0.013

※処理基準: 3 ng-TEQ/g [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表2－2－5 周辺土壤ダイオキシン類測定結果

(単位: pg-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
山木地区 (研修センター敷地内)	2009年11月26日	14.0
	2010年11月04日	4.8
	2011年11月07日	4.8
	2012年11月05日	6.9
	2013年10月22日	3.4
	2014年10月21日	4.3
	2015年11月13日	6.8
	2016年11月11日	3.6
	2017年11月09日	5.3
	2018年11月06日	2.9
水守地区 (研修センター敷地内)	2009年11月26日	3.4
	2010年11月04日	2.4
	2011年11月07日	3.0
	2012年11月05日	6.1
	2013年10月22日	6.1
	2014年10月21日	8.7
	2015年11月13日	4.3
	2016年11月11日	4.4
	2017年11月09日	3.1
	2018年11月06日	3.8
上内地区 (民家宅地内)	2009年11月26日	8.1
	2010年11月04日	7.5
	2011年11月07日	20.0
	2012年11月05日	18.0
	2013年10月22日	20.0
	2014年10月21日	13.0
	2015年11月13日	28.0
	2016年11月11日	19.0
	2017年11月09日	13.0
	2018年11月06日	25.0

※環境基準: 1,000pg-TEQ/g [pg(ピコグラム) = 1兆分の1 グラム]

図表2－2－6 周辺大気ダイオキシン類測定結果

(単位 : pg-TEQ/m³)

測定対象	年月日	測定値
水守地区 (研修センター 敷地内)	2012年11月06日から 2012年11月13日まで	0.044
	2013年10月23日から 2013年10月30日まで	0.036
	2014年10月23日から 2014年10月30日まで	0.029
	2015年11月16日から 2015年11月23日まで	0.034
	2016年11月11日から 2016年11月18日まで	0.047
	2017年11月09日から 2017年11月16日まで	0.031
	2018年11月06日から 2018年11月12日まで	0.022

※環境基準 : 0.6pg-TEQ/m³ [pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム]

3 環境項目【土】

(1) 概況

土壤汚染は、そのほとんどが事業活動に伴う排水、ばい煙・廃棄物等の排出によって起こります。規制・指導を行うとともに、調査により汚染が確認された土地について指導するなど、汚染の拡散防止を図っています。

近年、交通網が大幅に整備された結果、市外から持ち込まれた建設残土の不適正な埋立て等が懸念され、対策の強化が急務となっています。土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為の規制を行い、良好な生活環境の確保、災害の防止を図っています。

(2) 土壤汚染対策法による区域指定状況

「土壤汚染対策法」に基づく調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合は、つくば市長が健康被害のおそれの有無に応じて「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」として指定し、公示しています。

○要措置区域

汚染物質の人への摂取経路（地下水の飲用、土壤の直接摂取）があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

○形質変更時要届出区域

土壤の汚染状況が指定基準を超過してはいるが、汚染物質の人への摂取経路がなく、健康被害を生じるおそれのない区域

図表2－3－1 土壤汚染対策法における区域指定状況

	指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない特定有害物質	面積(m ²)
形質変更時要届出区域	形-1号	2012年01月12日	つくば市並木一丁目1番の一部	砒素(ひそ)及びその化合物	111.12
	形-3号	2012年05月09日	つくば市八幡台1番1の一部	鉛(なまり)及びその化合物	100.00
	形-5号	2014年12月18日	つくば市水守2302番の一部、2303番の一部、2304番1の一部、2304番2の一部、2305番の一部、2312番の一部及び上沢1番1の一部	鉛(なまり)及びその化合物	793.06

図表 2－3－2 指定を解除した要措置区域

指定番号	解除年月日	指定年月日	所在地	面積(m ²)
要－2号	2013年10月01日	2013年07月05日	つくば市東光台五丁目13番11の一部	200.0
要－1号	2012年06月11日 (一部解除)	2012年01月12日	つくば市花島新田4番5の一部 及び上萱丸217番の一部	394.5
	2014年06月11日		つくば市花島新田4番5の一部	100.0
要－3号	2015年04月08日	2014年07月15日	つくば市北原10番の一部	600.0

図表 2－3－3 指定を解除した形質変更時要届出区域

指定番号	解除年月日	指定年月日	所在地	面積(m ²)
形－2号	2012年06月11日	2012年01月12日	つくば市花島新田4番5の一部 及び上萱丸217番の一部	142.5
形－4号	2015年04月08日	2014年07月15日	つくば市北原10番の一部	100.0
形－6号	2017年01月20日	2016年09月20日	つくば市天宝喜757番の一部 及び750番1の一部	356.9

2019年3月31日時点

(3) 土壤汚染調査報告

土壤汚染対策法に基づき、土地の所有者等は、以下に掲げる3点を契機に土壤の汚染について調査し、その結果を報告する義務が生じます。

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- 一定規模以上（3,000 平方メートル以上）の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認める時（法第4条）
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認め る時（法第5条）

この他、自主調査等で土壤汚染が確認された場合には、土壤汚染対策法第14条第1項に基づき、区域の指定を任意に申請することができます。

図表 2－3－4 に土壤汚染対策法に基づく土壤調査報告等の件数を示します。

図表2－3－4 土壤汚染対策法における報告等件数

(単位：件)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
第3条に係る調査結果報告	2	2	4	6	2	1
第4条に係る調査結果報告	1	1	0	0	0	5
第5条に係る調査結果報告	0	0	0	0	0	0
第14条に係る申請	0	1	0	0	0	1

(4) 地盤沈下対策の概要

地盤沈下は、地下水の過剰な採取によってその水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じます。

茨城県では、地盤沈下の防止や地下水保全の観点から、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、一定規模以上の揚水機を設置する場合は、届出や許可の取得を義務づけるなど、規制を行い地盤沈下防止を図っています。また、本市では、工業団地等に立地する工場や研究所と締結している公害防止協定において、地下水の揚水を原則禁止することにより、地盤沈下の防止に努めています。

(5) 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積

悪質な埋立て等による土壤汚染を防止し、良好な生活環境を確保することのほか、災害防止を図るため「つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき指導・監督をしています。

また、2016年3月に本条例を改正（2016年7月1日施行）し、埋立て等の許可申請が不要となる事業区域面積下限値(500 m²未満)を撤廃するとともに、pH値の基準（pH4.0以上9.0未満）を設け、規制を強化しました。

図表2－3－5 土砂等による土地の埋立て等の許可申請数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
許可申請件数	5	9	3	1	0	9	5

4 環境項目【地球温暖化対策】

(1) 概況

低炭素社会づくりに対する機運の高まりから、2008年に2030年までに温室効果ガス排出量を市民一人当たり50%削減することを目標に掲げた「つくば環境スタイル」を策定し、様々な施策に取り組んできた結果、2013年3月に国から「環境モデル都市」として選定されました。

また、市役所の全施設の事業活動を対象とした取組を行うなど、市役所による温室効果ガス排出量についても削減を図っています。

(2) つくば市役所環境管理システム（ISO14001）の取組

本市では、市役所自らが率先して環境に配慮した行動を計画的に展開することを目指して、2004年2月に市役所庁舎を対象とした環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得しました。毎年、目的・目標を掲げて環境負荷低減に率先して取り組み、積極的に環境施策を推進しています。

なお、ISO14001 の認証については、2018年10月に審査機関による更新審査を受審し、つくば市役所本庁舎における環境マネジメントシステムが有効に機能していることが確認され、2021年2月までの認証が認められています。

(3) つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組

つくば市役所では、ISO14001 の取組に加え、学校や交流センターなどの市の施設を対象として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2018年度に「第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定して温室効果ガス排出量削減の取組を実施しています。

2018年度の実績は図表2-4-1のとおりです。

図表2－4－1 つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）実績

項目	2013年実績 (基準年度)	2018年 実績値	2018年実績 (%)	達成状況
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	51,709	58,179	12.5	×
電気使用量 (kWh)	33,306,289	37,139,242	11.5	×
ガソリン購入量 (L)	217,266	191,330	△ 11.9	○
軽油購入量 (L)	89,696	69,977	△ 22.0	○
A重油購入量 (L)	162,800	66,480	△ 59.2	○
灯油購入量 (L)	520,478	425,155	△ 18.3	○
都市ガス使用量 (m ³)	572,328	930,533	62.6	×
プロパンガス使用量 (kg)	43,080	42,410	△ 1.6	○
熱使用量 (MJ)	6,895,973	8,036,945	16.6	×

(4) 太陽光発電システム導入補助

住宅用太陽光発電システム設置補助事業は、市内の個人住宅への太陽光発電システムの普及拡大を目的に、2003年度から2018年度までの16年間で3,296件の助成を行いました。

これによって総発電容量は、2018年度までの累計で15,002kWとなりました。

図表2－4－2 住宅用太陽光発電システム設置補助件数実績

年度	項目	補助金額※1 (万円/kW)	補助件数※2	補助金実績 額※3 (万円)	設置発電容量 合計 (kW)
2006年度		4	57	644	191
2007年度		4	63	718	219
2008年度		4	71	831	263
2009年度		3	43	386	181
2010年度		3	98	855	379
2011年度		2	146	1,298	596
2012年度		2	634	3,756	2,800
2013年度		1	564	2,268	2,576
2014年度		1	613	2,259	3,046
2015年度		1	540	2,111	3,006
2016年度		15	106	2,310	663
2017年度		15	116	2,535	535
2018年度		15	117	2,535	547
合計		-	3,168	22,506	15,002

※1 2016年度からは太陽光発電と蓄電池の同時設置を対象とし、一律15万円を補助しました。

※2 2013年度から2018年度までの補助件数には、パッケージ補助（太陽光発電システム・蓄電池・燃料電池・HEMSの4種類同時設置）の件数が含まれています。

※3 1万円未満を四捨五入しています。

(5) 市公共施設の再生可能エネルギー発電施設

公共施設の新設、改修の際には、太陽光発電等の再生可能エネルギー機器の導入を検討し、推進しています。

2019年3月末時点で学校施設をはじめ計17施設に発電出力にして合計約400kW分の再生可能エネルギー発電機器(太陽光発電)を設置しています。2018年度では、年間約35万kWhの電力を発電し、約170t-CO₂分の温室効果ガス排出量が削減されました。

また、地域の防災拠点に活用できるよう、市庁舎、市立中学校13校、小学校1校及び消防本部消防庁舎に災害初期の電源確保を目的に再生可能エネルギー機器(太陽光発電システム+蓄電池)を設置しています。

2018年度の各施設の発電量等は、図表2-4-3から図表2-4-4までのとおりです。

図表2-4-3 太陽光発電システム等設置施設年間発電量等(2018年度)

No.	施設名	発電容量(kW)	年間発電量(kWh)	CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂)※1
1	東児童館※2	10.0	0	-
2	筑波西中学校※3	50.0	22,977	10.9
3	清水台住宅	10.0	10,098	4.8
4	ふれあいプラザ	10.0	5,581	2.7
5	上菅間浄化施設	3.8	3,617	1.7
6	市庁舎	74.0	79,974	38.0
7	研究学園駅前公園	5.0	5,500	2.6
8	つくば駅前広場	30.0	32,916	15.6
9	ウェルネスパーク	30.0	39,892	18.9
10	竹園東小学校※4	20.0	13,045	6.2
11	子育て支援センター	6.0	7,500	3.6
12	春日小中学校※5	60.0	31,932	15.2
13	つくばすこやか給食センター豊里	20.0	17,131	8.1
14	葛城地区ソーラーシェルター	38.9	34,170	16.2
15	秀峰筑波義務教育学校	20.0	27,120	12.9
16	みどりの学園義務教育学校※6	10.0	6,841	3.2
17	学園の森義務教育学校	10.0	15,190	7.2
合計		407.7	353,482	167.9

※1 排出係数は、2017年度東京電力エナジーパートナー実排出係数0.475kg-CO₂/kWhを使用

※2 機器故障のため、発電停止中。

※3 8月途中から発電が復帰したものの、機器の一部故障中。

※4 4月途中から6月途中まで故障。

※5 一部機器故障中。

※6 計測機器の不具合により計測不能期間あり。

図表2－4－4 防災拠点用再生可能エネルギー機器 設置施設年間発電量等
(2018年度)

NO.	施設名	設置システム		年間発電量 (kWh)	CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂) ※1
		太陽光発電システム (kW)	蓄電池 (kWh)		
1	吾妻中学校	10.0	14.4	12,398	5.9
2	大穂中学校			515	0.2
3	豊里中学校			458	0.2
4	谷田部中学校			531	0.3
5	桜中学校			460	0.2
6	筑波西中学校 ※2			65	0.03
7	茎崎中学校	0.6	2.4	518	0.2
8	並木中学校			474	0.2
9	竹園東中学校 ※3			83	0.03
10	高山中学校			557	0.3
11	高崎中学校			554	0.3
12	手代木中学校			400	0.2
13	谷田部東中学校			293	0.1
14	吾妻小学校	20.0	25.0	22,271	10.6
15	消防本部消防庁舎	20.6	32.0	28,143	13.4
合計		57.8	100.2	67,720	32.2

※1 排出係数は、2017年度東京電力エナジーパートナー実排出係数0.475kg-CO₂/kWhを使用。

※2 計器故障のため、計測不能期間あり。

※3 機器故障のため、計測不能期間あり。

5 環境項目【緑と生き物】

(1) 概況

つくばエクスプレス沿線をはじめ、開発に際しては貴重な植物の移植や森林の保存などが考慮されますが、それでも生態系への影響は少なくありません。

このようなことから、森林保全を図る様々な取組を展開するとともに、森林を身近に感じ、自然の大切さを学んでもらうため、森林の資源を活用したレクリエーションや自然観察会などを実施しています。

(2) 森林面積

本市の森林面積は、2017 年で 4,267ha です。市全体の面積のうち、森林が占める割合は約 15.0% となっています。このうち、市が独自に管理する森林は、筑波山市有林約 40ha、高崎自然の森約 17ha の森林となります。

図表 2－5－1 森林面積の推移

各年 4 月 1 日現在

年	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	うち国有林 (ha)	うち民有林 (ha)	林野率 (%)
1977 年	25,770	4,668.00	956.00	3,712.00	18.11
1987 年	25,771	3,879.00	728.00	3,151.00	15.05
1997 年	25,953	3,894.39	723.56	3,170.83	15.01
2002 年	28,407	4,169.55	723.71	3,445.84	14.68
2007 年	28,407	4,063.00	654.08	3,408.92	14.30
2012 年	28,407	3,991.43	654.08	3,337.35	14.10
2017 年	28,372	4,267.02	667.27	3,599.75	15.04

※このデータは、茨城県霞ヶ浦地域森林計画（5 年毎の 10 年計画）によるものです。

(3) 水郷筑波国定公園の植物

筑波山周辺の自然植生は、筑波山境内地及び山頂付近の急傾斜と、河川の氾濫原に見られるのみとなっています。山地・丘陵地の大半では、南向き斜面にアカマツ植林、ヤマツツジ群集及び伐採後自然に生育したクヌギ・コナラ群落が、北向き斜面には、上部にスギ・ヒノキ植林、下部には南斜面と同様な樹林が広がっています。筑波山はブナ林の分布域の南限にあたり、山地が平地の中に半島状に突き出しているため、狭い範囲で交配を繰り返し、独自に進化したと見られる固有種も多くなっています。この植生の特色を反映して、分布の南限や北限である植物が数多く生息しています。標高は僅か 877m ありますが、平野部から急に立ち上がっているため、高さによる気温の差が激しく、標高 100 mにつき 0.5°C の気温の差があり、山麓から山頂にかけ明確な植物の垂直分布が見られます。

図表 2－5－2 筑波山における植物の垂直分布一覧表

海拔 (m)	地点	主な植物の種類
877	頂上	ブナ、イヌブナ、ムシカリ、リョウブ、ニッコウナツグミ、トウゴクミツバツツジ、ニシキウツギ、バイカウツギ、イロハカエデ、ウリハダカエデ、キブシ
800	御幸ヶ原	
700	ケーブル カートン ネル	モミ、イヌシデ、クマシデ、ミズキ、ネジキ、ヌルデ、シキミ、ミヤマシキミ、アキグミ、ツクバネソウ、ナルコユリ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ニリンソウ
600		
500	つつじヶ 丘	スギ、ヒノキ、カヤ、イヌマキ、アカガシ、ツクバネガシ、ウラジロガシ、タブノキ、スダジイ、ムクノキ、エノキ、コナラ、ヤマナラシ、リンボク、ネムノキ、イヌツゲ
400	風返峠	
300	白滝神社	アカマツ、クスノキ、タブノキ、カゴノキ、エゴノキ、クヌギ、カシワ、フクレミカン、ツルグミ、イタビカズラ、ヤマザクラ、サルトリイバラ、ツクバカゴメヅル
200	筑波地区	

(4) 筑波山の動物や昆虫

筑波山では 24 種類の哺乳類が記録されており、ニホンリスやニッコウムササビなど数が減少している希少種の重要なすみかとなっています。哺乳類は警戒心が強く、夜行性のものも多いため、出会う機会はありませんが、泥や雪の上に残された足跡や糞などから動物たちの暮らしを想像することができます。

鳥類は、これまでに 128 種類が記録されており、年間を通して様々な鳥を観察することができます。初夏には、中腹から山頂にかけて広がる森林で、オオルリやキビタキなどの夏鳥が繁殖します。晚秋には森の豊かな実りを求めてアカハラやルリビタキなどの冬鳥が姿を見せ、山頂付近では高山性のイワヒバリやカヤクグリが越冬します。

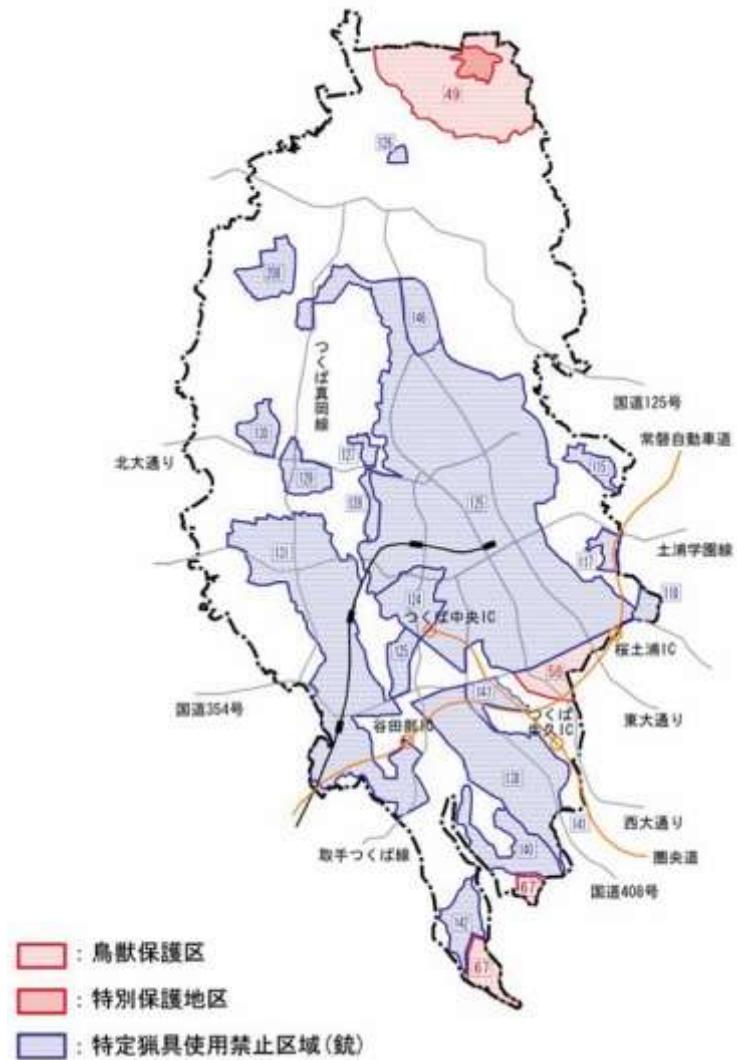
昆虫類は、タイプの異なる森林や明るい草原のある筑波山には、様々な昆虫がくらしています。中腹ではミカンが栽培されており、アゲハチョウの仲間を多く見ることができます。雑木林では、オオムラサキ、ミヤマクワガタなどが生息しています。登山道や開けた草原では、バッタやカマキリ、オニヤンマを見ることができます。また、山頂付近では、ヒヨドリバナを吸蜜するアサギマダラやエゾゼミを見ることができます。

(5) 鳥獣保護

本市は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という）」に基づき、図表 2－5－3 のとおり、鳥獣保護区及び特定猟具禁止区域が設定されています。

鳥獣保護区とは、鳥獣保護法に基づき鳥獣（野生に生息する鳥類とほ乳類）の保護繁殖を図るために指定される区域で、この区域では鳥獣の狩猟が禁止されています。

特定猟具禁止区域とは、特定猟具（銃器及びわな）の使用に伴う危険の予防及び静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域で、本市では銃器の使用を禁止する区域を決めています。



図表2－5－3 鳥獣保護区関係位置図

6 環境項目【廃棄物とリサイクル】

(1) 概況

家庭系ごみは市内 6,407 か所の集積所からクリーンセンターへ搬入され、焼却、破碎、有価物回収などの中間処理が行われます。その後、残った焼却灰等を市外の民間最終処分場で処分します。この最終処分場の使用期間を長くすることを目的に、焼却灰を路盤材等にリサイクルする事業に取り組んでいます。

また、近年、人口増加によりごみの排出量も増加傾向にあり、ごみの排出量抑制・減量化を一層進めて行くための拠点としてリサイクルセンターの建設整備を進めています。

(2) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったものをいい、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物とは、事業活動によって生じた廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定された 20 種類の廃棄物のことと言います。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のこととします。

更に、産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものを、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物としています。

(3) ごみ排出量等の推移

① ごみ排出量（全体量）の推移

家庭系ごみと事業系ごみの総量及び家庭ごみの排出量は、つくばエクスプレス沿線開発による人口増加もあり増加傾向にあります。資源ごみを除く事業系のごみ排出量は、横ばい傾向にあります。

※2012 年度から資源ごみ（事業系）の算入方法を変更しました。

図表 2－6－1 ごみ排出量等の推移

(単位 : t)

年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度(仮)
◇燃やせるごみ	66,530	67,498	68,536	70,416	70,440	71,429	71,253	71,312	72,029
(家庭系)	42,986	44,453	44,810	45,467	45,993	46,058	46,909	47,476	48,795
(事業系)	23,544	23,045	23,726	24,949	24,447	25,371	24,344	23,836	23,234
◇燃やせないごみ	3,536	3,535	3,114	3,017	2,889	2,917	2,748	2,798	2,968
(家庭系)	2,923	2,998	2,557	2,463	2,354	2,385	2,274	2,232	2,372
(事業系)	613	537	557	554	535	532	474	566	596
◇粗大ごみ	1,334	1,888	1,912	2,164	2,099	2,150	1,912	1,854	1,825
(家庭系)	1,001	1,395	1,518	1,802	1,738	1,777	1,700	1,693	1,676
(事業系)	333	493	394	362	361	373	212	161	149
◇資源ごみ	5,413	5,511	9,242	13,455	13,488	16,380	15,405	15,276	14,512
(家庭系)	5,230	5,379	5,284	5,189	5,123	5,112	5,115	5,006	4,904
(事業系)	183	132	3,958	8,266	8,365	11,268	10,290	10,270	9,608
◇有害ごみ	64	47	43	39	47	46	44	44	48
◇集団回収	1,552	1,521	1,448	1,395	1,328	1,345	1,374	1,270	1,185
合計	78,429	80,000	84,295	90,486	90,291	94,267	92,736	92,544	92,566

② 資源ごみと集団回収

本市では、古紙や古布など資源となるものは、従来から行われている地域の集団回収を活用し、確実に正規のリサイクルルートに乗るように住民への啓発を行っています。

※2012 年度から資源物の算入方法を変更しました。そのため、特に紙・布で大幅に回収量が増加しました。

図表2－6－2 資源ごみと集団回収量の推移（排出量）

(単位 : t/年)

年度	かん	びん	ペット	紙・布	その他	集団回収	合計
2009年度	797	1,630	612	2,261	189	1,563	7,052
2010年度	725	1,597	585	2,342	167	1,552	6,968
2011年度	693	1,573	620	2,475	147	1,521	7,029
2012年度	818	1,643	697	5,984	100	1,448	10,690
2013年度	904	1,685	813	10,008	45	1,395	14,850
2014年度	953	1,685	817	9,782	57	1,328	14,622
2015年度	965	1,714	813	12,812	74	1,345	17,723
2016年度	923	1,652	676	12,070	84	1,374	16,779
2017年度	891	1,659	671	11,981	74	1,270	16,546
2018年度 (仮)	849	1,605	793	11,188	79	1,185	15,699

※資源物の算入方法変更：事業者が直接リサイクル業者に排出した数値を加算しました。

(4) し尿処理

市内の一般家庭及び事業所から排出される生し尿や浄化槽汚泥は、「つくば市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市の許可業者が収集運搬し、2か所のし尿処理施設で処理しています。

処理量の現状は、生し尿が減少し浄化槽汚泥が増加しています。

図表2－6－3 生し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位 : kL)

年度	生し尿	浄化槽汚泥	合計
2009年度	7,387	15,268	22,655
2010年度	6,324	15,100	21,424
2011年度	6,265	16,100	22,365
2012年度	4,893	16,611	21,504
2013年度	3,142	18,677	21,819
2014年度	3,473	17,830	21,303
2015年度	3,155	18,281	21,436
2016年度	2,152	18,673	20,825
2017年度	1,684	18,970	20,654
2018年度	1,592	18,493	20,085

(5) リサイクル率

発生したごみ排出量（ごみ収集量の総計に集団回収量を加えたもの）と資源化量を比較したものを資源化率（リサイクル率）と呼び、全国的なリサイクルの比較標とされています。

リサイクル率の向上は、焼却処理や埋立て量の削減につながります。なお、本市のリサイクル率は、2012年度から事業系の資源物の算入方法を変更したため、2011年度の8.3%から大きく向上しました。

図表2－6－4 リサイクル率の推移

年度	発生ごみ 排出量 (t)	つくば市 リサイクル率 (%)	県平均 リサイクル率 (%)	全国 リサイクル率 (%)
2009年度	77,989	8.6	18.4	20.5
2010年度	78,407	8.2	18.0	20.8
2011年度	80,000	8.3	20.0	20.4
2012年度	84,295	11.8	21.3	20.4
2013年度	90,486	16.0	22.0	20.6
2014年度	90,291	15.9	22.8	20.6
2015年度	94,267	18.5	22.8	20.4
2016年度	92,736	17.6	22.3	20.3
2017年度	92,554	17.8	22.8	20.2
2018年度	92,566	17.5	-	-

7 環境項目【産業】

(1) 概況

市内の農家数は減少傾向にあり、遊休農地の有効活用を目的とした「グリーンバンク制度」、小規模な農地であれば誰でも借りることができる「市民ファーマー制度」を運用しています。また、豪雨による農村地域の冠水被害軽減や優良農地の保全など、農地の価値保存、整備等に関する取組も行っています。取組内容は環境白書パンフレット又はつくば市ホームページを御覧ください。

8 環境項目【くらし】

(1) 概況

近年、急速な都市化、生活様式の多様化などにより「音」「臭い」の苦情が多くなっています。本市では、騒音・振動対策として事業所、建設作業場に対する規制、指導、監視や自動車騒音の常時監視を行っています。

環境美化の観点では、路上喫煙、ポイ捨て、落書き対策として、巡回パトロールや啓発活動を実施し、指定区域の違反には罰則を科し、また、きれいなまちづくり実行委員会やつくば市職員ボランティア会などによる清掃活動を行っています。さらに、屋外広告物の届出制度により、市内の良好な景観形成を図っています。

(2) 騒音・振動の現状

① 規制の概要

市内の工業専用地域を除く地域で「騒音規制法」、「振動規制法」に定める特定施設を設置する工場・事業場には、上記各法令に基づく届出及び規制基準順守が義務付けられています。それ以外の地域（市内の工業専用地域）で、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で定める特定施設を設置する工場・事業場には、上記条例に基づく届出及び規制基準順守が義務付けられています。また、杭打ち作業や削岩機等を使用する特定建設作業を実施する際にも、市内の工業専用地域を除く地域では、「騒音規制法」及び「振動規制法」、それ以外の地域（市内の工業専用地域）では、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、事前届出及び規制基準の順守を義務付けています。これら、届出の内容を審査し、公害発生の未然防止を図っています。

② 工場・事業場等における届出状況

工場・事業場等の届出の中で、騒音に関しては空気圧縮機等、振動に関しては圧縮機の届出が大部分を占めています。（図表2-8-1、2）

図表2-8-1 騒音規制法に係る特定施設届出数（2018年度）

施設の種類	届出の種類		設置届出数		使用届出数		使用全廃届出		数変更届出		工場等数（累計）	施設数（累計）
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	271
空気圧縮機等	2	16	0	0	2	-3	3	13	258	2,494		
土石用破碎機等	0	0	0	0	1	-4	0	0	13	59		
織機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
建設用資材製造機械	0	0	0	0	1	-1	0	0	7	10		

穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
木材加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	0	0	10	120
鋳型造型機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計		16		0		-8		13	335	2,989
実数※	5		0		0		0			

※複数種の施設をもつ工場は主要施設のみ計上します。

※廃止施設はマイナスで表記しています。

図表 2－8－2 振動規制法に係る特定施設届出数（2018 年度）

施設の種類	届出の種類		設置届出数		使用届出数		使用全廃届出		数変更届出		工場等数（累計）	施設数（累計）
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	169
圧縮機	2	4	0	0	1	-3	5	9	114	114	534	
土石用破碎機等	0	0	0	0	1	-5	0	0	0	0	17	60
織機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
木材加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ロール機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	2	8	7	7	51	
鋳型造型機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	55
計		4		0		-8		17	17	175	175	887
実数※	2		0		1		7					

※複数種の施設をもつ工場は主要施設のみ計上します。

※廃止施設はマイナスで表記しています。

③ 特定建設作業等における届出状況

特定建設作業に伴う届出の中で、騒音に関してはさく岩機を使用する作業、振動に関してはブレーカーを使用する作業、くい打ち機等を使用する作業の届出が大部分を占めています。（図表 2－8－3、4）

図表 2-8-3 騒音規制法に係る特定建設作業状況

作業名	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
くい打ち機等を使用する作業	8	8	15	17	15	14	1	6	3	4
びょう打ち機	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
さく岩機を使用する作業	18	21	33	43	29	44	18	20	22	25
空気圧縮機を使用する作業	2	2	2	4	1	2	0	0	0	4
コンクリートフロント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
バックホウを使用する作業	0	0	0	3	2	3	0	0	2	0
ブルドーザーを使用する作業	1	4	9	7	0	0	0	9	2	1
トラクターシャベルを使用する作業	0	0	0	0	9	10	5	0	6	0
計	29	35	59	74	56	73	25	35	29	34

図表 2-8-4 振動規制法に係る特定建設作業状況

作業名	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
くい打ち機等を使用する作業	10	8	13	16	16	15	1	6	5	3
鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	12	18	23	33	22	19	14	17	19	20
計	22	26	36	49	38	34	15	23	24	23

④ 自動車騒音・道路交通振動

「騒音・振動規制法」の指定地域内において、自動車騒音・道路交通振動が、環境省令で定める限度を超えており、道路周辺環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者又は県公安委員会に対し、騒音・振動の防止措置を講ずるよう要請することができます。

上記とは別に、「騒音規制法」第18条の規定により、毎年自動車騒音の常時監視を実施し、その結果を環境省へ報告しています。また、同法第19条の規定により、自動車騒音の状況を図表2-8-5のとおり公表します。2018年度の結果を路線別に見ると、36路線のうち昼夜ともに環境基準を達成した路線は、

「常磐自動車道」、「笠間つくば線」等の12路線でした。昼夜とも基準値以下であった割合は、「一般国道125号」に面する地域が35.0%で最も低く、次いで、「筑西つくば線」に面する地域が44.9%、「花室牛久線」に面する地域が52.5%の順に環境基準達成率が低い結果でした。

図表2-8-5 自動車騒音常時監視における路線別結果（2018年度）

番号	路線名	面的評価結果（全体）※			
		昼夜とも基準値以下（%）	昼のみ基準値以下（%）	夜のみ基準値以下（%）	昼夜とも基準値超過（%）
1	常磐自動車道	77.3	1.6	0.0	21.1
2	一般国道6号	100.0	0.0	0.0	0.0
3	一般国道125号	35.0	23.0	8.7	42.0
4	一般国道354号	77.6	18.8	0.1	3.5
5	一般国道408号	80.3	0.0	5.1	14.5
6	一般国道468号（圏央道）	100.0	0.0	0.0	0.0
7	つくば野田線	78.7	0.4	0.0	20.9
8	筑西つくば線	44.9	2.2	0.0	52.8
9	取手つくば線	86.2	0.5	4.7	8.6
10	土浦境線	77.7	0.0	14.6	7.6
11	つくば益子線	100.0	0.0	0.0	0.0
12	笠間つくば線	100.0	0.0	0.0	0.0
13	つくば真岡線	99.7	0.0	0.1	0.1
14	野田牛久線	100.0	0.0	0.0	0.0
15	つくば千代田線	83.3	0.0	2.9	13.8
16	土浦つくば線	91.4	0.1	7.6	0.9
17	つくば古河線	97.7	0.0	0.0	2.3
18	谷田部小張線	100.0	0.0	0.0	0.0
19	土浦坂東線	99.2	0.0	0.7	0.1
20	土浦大曾根線	91.3	0.0	1.1	7.6
21	赤浜上大島線	100.0	0.0	0.0	0.0
22	赤浜谷田部線	100.0	0.0	0.0	0.0
23	石岡つくば線	100.0	0.0	0.0	0.0
24	谷田部牛久線	98.5	0.1	0.9	0.4
25	藤沢豊里線	96.5	0.0	0.5	3.0

26	藤沢荒川沖線	99.3	0.0	0.4	0.4
27	谷田部藤代線	99.6	0.0	0.0	0.4
28	長高野北条線	100.0	0.0	0.0	0.0
29	沼田下妻線	100.0	0.0	0.0	0.0
30	島名福岡線	100.0	0.0	0.0	0.0
31	花室牛久線	52.5	0.0	0.6	46.9
32	妻木赤塚線	86.0	0.0	3.2	10.8
33	館野荒川沖停車場線	97.1	0.0	0.0	2.9
34	牛久赤塚線	100.0	0.0	0.0	0.0
35	市道1級42号線	99.6	0.0	0.0	0.4
36	市道4級4451号線	84.1	0.0	4.8	11.1
全体（合計）		85.9	1.7	4.3	8.1

※面的評価：幹線道路に面する地域において、評価道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し評価します。

（3）悪臭の現状

① 規制の概要

本市では、市街化区域等の工場・事業場に対し、「悪臭防止法」に基づく規制基準の遵守が義務付けられています。市街化区域等で操業する工場・事業場は、特定悪臭物質22物質（アンモニア、トルエン等）を排出する際に、物質濃度規制が課せられています。

また、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく悪臭特定施設（豚舎、鶏舎等）を設置する事業場には、事前届出及び悪臭施設管理基準の順守が義務付けられています。

② 悪臭施設における設置状況

悪臭特定施設の設置状況に関しては、家畜のふん尿を原料とする堆肥の製造に用いる原料置き場、乾燥施設、発酵施設や豚舎の届出が大部分を占めています。

図表2-8-6 悪臭特定施設設置状況（累計）

作業名	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
家畜のふん尿を原料とする堆肥の製造に用いる原料置き場、乾燥施設、発酵施設	4	4	5	6	7	7	9	10	10	10
豚舎	4	4	5	5	6	6	7	7	7	7

鶏舎	1	1	2	5	5	6	5	5	5	5
鶏ふん乾燥機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	9	12	16	18	19	21	22	22	22

(4) 苦情発生状況

① 苦情種類別発生状況

2018年度に市に寄せられた苦情件数は、270件で前年度より増加しています。

典型7公害（「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壤汚染」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「地盤沈下」）による苦情件数は86件で前年度より増加しています。典型7公害による苦情件数を種類別に見ると騒音に関するものが50件と最も多く、次いで悪臭が28件となっており、この2種類で全体の約91%を占めています。

図表2－8－7 苦情種類別発生状況

		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
典型7公害	大気汚染	3	11	10	14	5	5	6	5
	水質汚濁	6	9	3	5	2	3	0	0
	土壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	42	43	46	50	39	58	44	50
	振動	0	5	5	6	5	6	4	3
	悪臭	21	15	30	26	13	24	16	28
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		72	83	94	101	64	96	70	86
上記以外	廃棄物投棄	92	227	285	252	73	167	173	159
	その他	99	20	4	3	15	38	20	25
合計		263	330	383	356	152	301	263	270

② 苦情発生源別発生状況

2018年度に受けた苦情は、発生源別に見ると、事業所以外に起因する苦情が217件と最も多く、全体の約80%を占めています。

一方、事業所に起因する苦情は、サービス業（他に分類されないもの）に関する苦情が19件と最も多く、事業所に起因する苦情の約20%を占めています。

図表2-8-8 苦情発生源別発生状況

		農業	林業	漁業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療福祉	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)	公務 (他に分類されないもの)	分類不能の産業 (他に分類されないもの)	事業所以外	小計	合計
典型 7 公害	大気汚染	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	1	5
	水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	1	0	0	7	1	0	0	1	2	0	0	3	0	1	1	11	1	0	29	21	50
	振動	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	3
	悪臭	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6	0	0	16	12	28
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	0	0	11	1	0	0	1	2	0	0	5	0	1	1	19	1	0	51	35	86
上記 以外	廃棄物投棄	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	158	159
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	24	25
合計		9	0	0	12	1	0	0	1	2	0	0	5	0		1	19	1	1	53	217	270

(注) 分類不能の産業：「農業」から「公務」までの17項目に分類することが困難な産業、事業。

事業所以外：「農業」から「分類不能の産業」までの18項目に分類できないもの。

(例：個人、不明なもの)

9 環境項目【環境教育】

(1) 概況

持続可能な社会を作っていくためには、市ののみならず、市民、事業者も環境保全活動に取り組むことが必要であるため、環境についての理解を深め、取組を進めることができるように様々な環境教育を推進しています。

具体的には、筑波大学と連携した「環境マイスター育成事業」、小中学校での「次世代環境教育カリキュラム」の実践、料理を「作りすぎない」「捨てない」「流さない」をキーワードにした調理実習「エコ・クッキング事業」などの施策を実施しています。取組内容は環境白書パンフレット又はつくば市ホームページを御覧ください。

10 環境項目【放射線対策】

(1) 概況

2012 年度から公共施設の調査・除染を実施するとともに、2013 年度には通学路の調査及び民有地（住宅地）の調査・除染を実施し、除染実施計画に基づく除染作業は全て完了しました。

2013 年度に実施した第3回汚染状況調査により「市内全域において年間追加被ばく線量 1 ミリシーベルト以下(面的に毎時 0.23 マイクロシーベルト未満)とする」除染実施計画の目標を達成したことを確認し、環境省より「除染措置完了市町村」の認定を受けています。

なお、本市では市民の安心確保のため、引き続き定期的な測定等の放射線対策に取り組んでいます。詳細は、つくば市ホームページを御覧ください。

つくば市生活環境部環境政策課
〒305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
TEL 029-883-1111 (代)